

# こころの科学

HUMAN MIND

# 206

7 2019  
July

特別企画監修 — | 青木省三 | 宮岡 等 | 福田正人 |

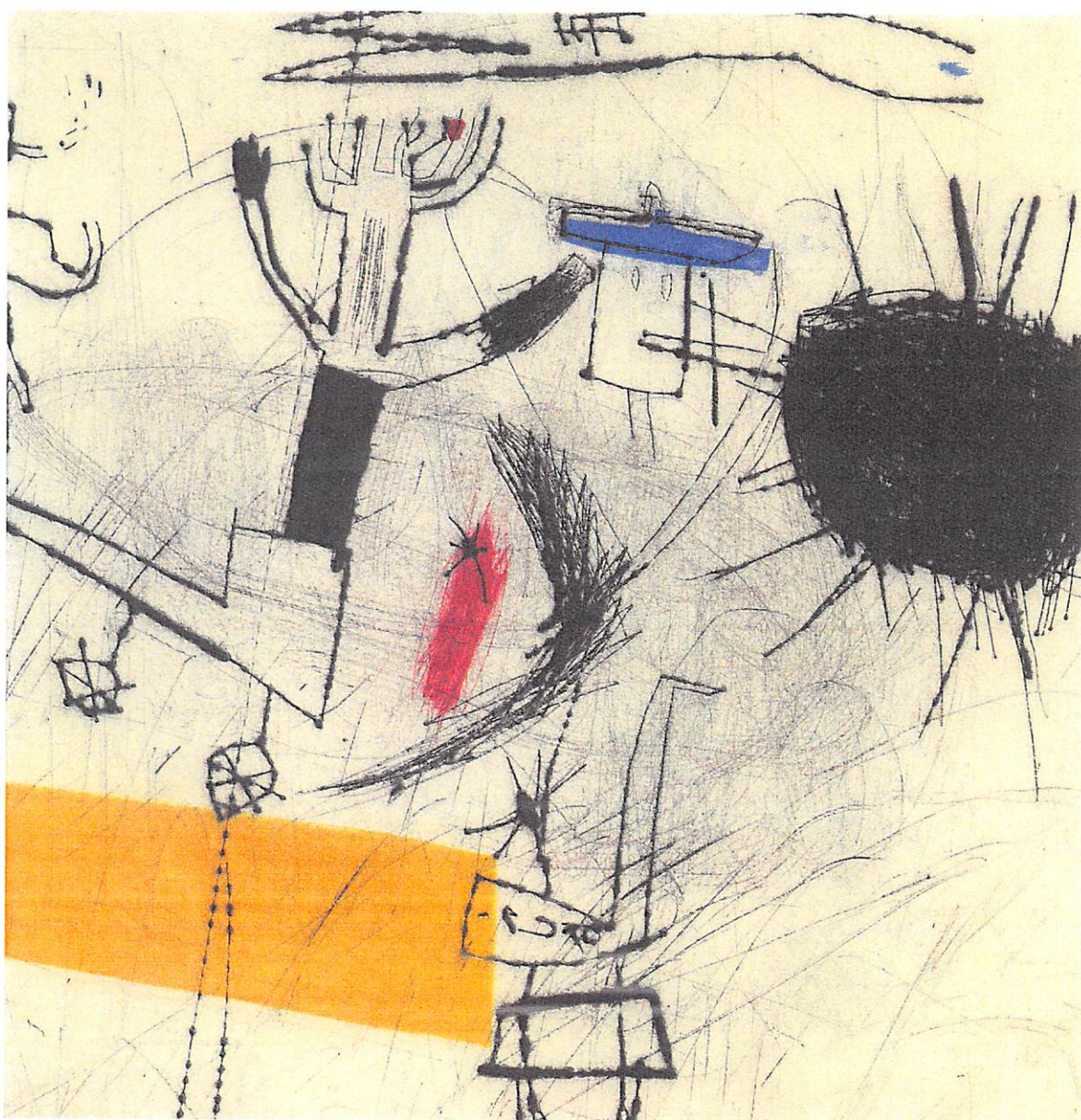
2019年7月1日発行 / 年6回奇数月の1日発行  
通巻206号 / 平成10年3月9日第三種郵便物認可

- ▶ **妊娠期からの切れ目ない支援**  
子育て世代包括支援センター / 妊娠SOS 他
- ▶ **乳幼児期の子育て支援と虐待予防**  
保健活動 / 乳幼児揺さぶられ症候群の予防
- ▶ **ペアレントトレーニング**  
すべての親 / 発達障害をもつ親
- ▶ **ハイリスクな親子への支援**  
MCG / PCIT / アタッチメントに焦点化した親子治療 他
- ▶ **虐待予防としての地域子ども家庭支援**  
子ども家庭総合支援拠点 / 地域全体のシステム作り

特別  
企画

# 子育て支援と虐待予防

……奥山眞紀子 編



Saito Noriko

日本評論社

■ 巻頭に 「ながら」コミュニケーション……………青木省三 1

特別企画——奥山眞紀子=編

## 子育て支援と虐待予防

- ▶ 総論 現代の子育て支援の重要性……………奥山眞紀子 8
- ▶ 妊娠期からの切れ目ない支援
  - 子育て世代包括支援センターの取り組み……………中板育美 13
  - 他者に知られたくない妊娠への支援——妊娠SOS……………佐藤拓代 18
  - 心理社会的ハイリスク妊娠への支援……………多門裕貴・立花良之 22
  - 新生児特別養子縁組の実際——縁組三者のこころの揺れに伴走する……………ロング朋子 27
- ▶ 乳幼児期の子育て支援と虐待予防
  - 保健活動における子育て支援と虐待予防……………渡辺好恵 32
  - 乳幼児揺さぶられ症候群の予防……………藤原武男 37
- ▶ コラム 知ってる? 地域の子育て支援事業……………奥山千鶴子 41
- ▶ ペアレントトレーニング
  - すべての親のための前向き子育て——トリプルP……………柳川敏彦・加藤則子 42
  - 発達障害をもつ親へのペアレントトレーニング……………田中康雄 47
- ▶ ハイリスクな親子への支援
  - 子育ての苦しみの意味に向き合うMCG——虐待問題を抱える母親のこころのケア……………広岡智子 51
  - 児童福祉領域におけるPCIT……………小平かやの 55
  - アタッチメントに焦点化した親子治療……………青木 豊 59
  - 発達障害の特性傾向をもつ親への子育て支援——個別支援と家族療法の視点から……………辻井弘美 62
  - トラウマを抱えた養育者への子育て支援……………亀岡智美 66
- ▶ 虐待予防としての地域子ども家庭支援
  - まちづくりとしての子ども家庭総合支援拠点の制度設計……………鈴木秀洋 70
  - 地域全体のシステム作り……………井上登生 75
- ▶ エッセイ 赤ちゃんポストが問いかけたもの……………田尻由貴子 80
- オピニオン アフィニティ・セラピー——ラカン派精神分析が注目する自閉症への新たなアプローチ……………松本卓也 他 97
- 連載 症状をもつ力(11) 子どもが言うことを聞かない……………田中茂樹 2
- メンタライゼーションとは何か(3) なぜメンタライゼーションか……………池田暁史 82
- スクールカウンセラーのための「チーム学校」入門(4) 「チーム学校」におけるカウンセリング……………半田一郎 92
- そだちとそだての道しるべ(2) 子どものものさし……………笠原麻里 103
- 臨床に生きるトラウマインフォームド・ケア(10) トラウマを生き延びる……………野坂祐子 112
- ほんとの対話 吾妻 壮『精神分析的アプローチの理解と実践』……………白波瀬文一郎 89
- スミス他『ソーシャルペダゴジーから考える施設養育の新たな挑戦』……………井出智博 90
- 木下 衆『家族はなぜ介護してしまうのか』……………扇澤史子 91
- こころの現場から 子どものこころに近づくために(児童養護施設)……………榎原真也 108
- 映画と宗教と多様な性(旅する教会)……………中村吉基 110
- 伝言板 116

# まちづくりとしての 子ども家庭総合支援拠点の 制度設計

鈴木秀洋

日本大学危機管理学部

はじめに

児童虐待対策としては、児童相談所の機能を強化するだけでは不十分であり、地域における在宅支援の担い手としての市区町村の役割がもっと注目されてよい。

これまでの児童福祉法等の改正経緯をたどれば、児童相談所の機能強化のみでなく、市区町村の機能強化（市区町村への権限・業務移管）が積み重ねられてきている。たとえば、市区町村が虐待の第一次的な通告先とし

て追加、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という地域のネットワーク機関の設置、乳児家庭全戸訪問事業の法定化など、市区町村の役割は法的に拡大されてきた。この流れをさらに加速させたのが、二〇一六年児童福祉法等改正である。子どもの権利条約を引用して子どもの権利主体性を明確に示し、その具体策の一つとして、市区町村の重要な役割を新たに明記した。それが、市区町村の支援拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）設置義務である（二〇条の二）。法

文上は努力義務であるが、目黒区や野田市の児童虐待死事件等、たび重なる虐待事件を受けて、国は二〇二二年度までに全市区町村に支援拠点を整備するとの方針を明確にしている。

では、支援拠点とはどういうものなのか。筆者は二〇一七、二〇一八年度と厚生労働省の受託研究代表として全国の支援拠点のヒアリング調査を行い（二〇一八年二月時点で一〇六自治体、一一四カ所に設置）、また支援拠点スタートアップマニュアルを策定し（二〇一九年三月）、支援拠点整備促進のアドバイザーを務めている。本稿では、全国の自治体担当者や子どもにかかわる医療・福祉・教育等の関係者から寄せられた質問等への回答も含めて、支援拠点の理解促進を目的として論じていくこととする。

## 支援拠点のイメージ

支援拠点については、イメージがつかみづらいとの声がある。二〇一六年の法改正に伴い設置された「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」では、委員によりいくつかのイメージ図が作成されたが、最終的には図1が公的説明図として使用

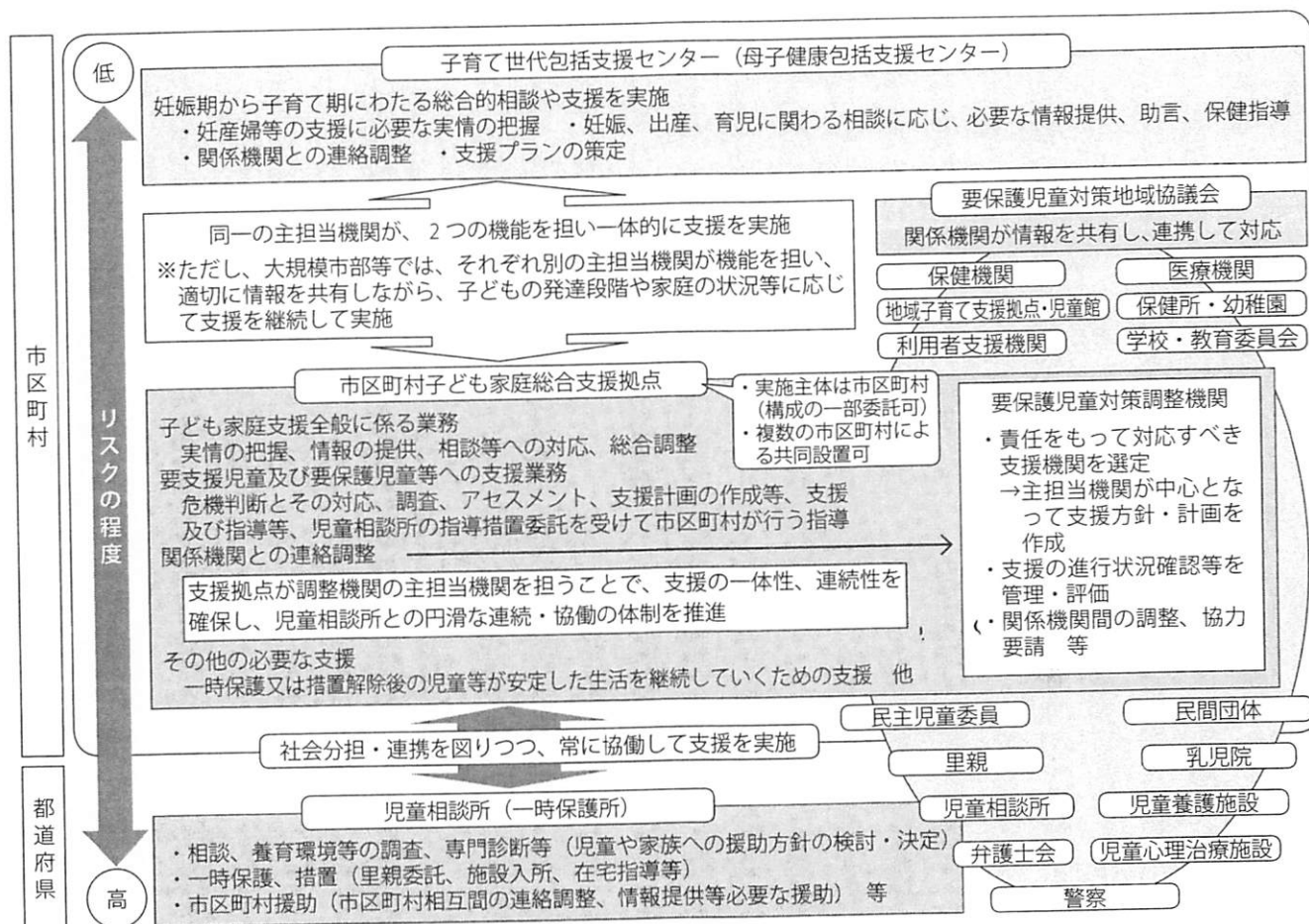


図1 市区町村子ども家庭総合支援拠点イメージ図 (文献1)

されている。児童虐待等への市区町村と都道府県の役割分担について、虐待リスクの程度を縦軸とし、横軸にそれぞれの対応業務を掲載することとした。

このイメージ図に対しては、虐待リスクの高低などは判断が難しく流動的であるとして批判があるところであるが、児童虐待にかかわる法的権限や関係機関の役割という観点からは、便宜上理解しやすいものといえよう。

妊娠・出産期の誰もが抱える不安や心配等に対しては、すべての妊産婦を対象にしたポピュレーションアプローチとして市区町村の母子部門が対応し、一方で虐待リスクが高いと判断された場合には、児童相談所（基本的に都道府県）が一時保護等の法的権限をもって強制的に介入を行わねばならないのだが、母子部門の子育て世代包括支援センター（以下「包括支援センター」）によるポピュレーションアプローチと、児童相談所による介入・保護の間に、在宅支援・地域による厚い支援が必要なのである。

今回の支援拠点設置法定化の背景には、この在宅支援・地域による支援が十分機能していないとの現状分析がある。ポピュレーションアプローチに基づいて子育ての相談を総合的に受けつつ、その解決にあたっては、地域

のさまざまな子ども関係機関の強みを活か  
し、在宅での子ども・養育者支援を続けるこ  
とが重要である。その機能を果たす機関とし  
て、支援拠点の整備が謳われたのである。

### 支援拠点の機能

支援拠点の機能のポイントとして、以下の  
七つを挙げることができる。

(1) 地域のすべての子ども・家庭の総合的な相  
談に対応すること

虐待対応のみでなく、すべての子ども・家  
庭の相談を受ける。この点、上記のワーキン  
ググループでは①ポピュレーションアプロ  
チなのか、②虐待対応専門（いわばミニ児童  
相談所の設置）なのか、支援拠点の立ち位置が  
議論された。結論としては、継続的に地域で  
支えていくとの視点をもった①のタイプの機  
関を設置することとなり、予防にも力を入れ  
るべきとの方向性でまとまった経緯がある。

(2) 子ども支援の専門性をもった機関・体制

——専門性と人員配置基準

支援拠点にはどのような職員を配置するこ  
とが求められるのか。この点、補助金支給要

件ではあるが、要綱上表1に示す配置基準が  
定められている。この配置基準に関しては、  
これでは子どもと家庭の相談を受けることは  
不可能であり、専門職の配置基準を強化すべ  
きであるとの意見がある一方で、全国でピア  
リングを重ねると、この基準を満たすことは  
困難な地域もあり、緩和が望ましいとの意見  
も多く聞かれる。しかし、子どもの命を守る  
という観点からすれば、小規模自治体か大規  
模自治体か等による体制の相違が地域間であ  
ってよいはずはなく、子どもや家庭の見立て  
には多角的な検討、さまざまな専門的知見が  
必要なのである。心理担当職員、弁護士や医  
師等の専門的アドバイスを受けることで、支  
援拠点の職員の心理的負担が劇的に軽減し、  
自信をもって対応できるようになった等の自  
治体担当者の声は多い。働き方の柔軟化を支  
援することで専門家を確保できた例もあり、  
自治体側にも工夫が求められよう。

(3) 地域の資源を有機的につなぐ（ソーシャル  
ワーク機能）——要対協の活用

支援拠点と要対協の相違については質問が  
多い。結論から述べれば、支援拠点が要対協  
のネットワークを「活用」という関係にあ  
る。支援拠点は、いわば司令塔として関係機

表1 子ども家庭総合支援拠点人員配置基準（文献2）

	子ども家庭 支援員	心理担当 支援員	虐待対応 専門員	合 計
小規模型				
小規模 A 型	常時 2 名	—	—	常時 2 名
小規模 B 型	常時 2 名	—	常時 1 名	常時 3 名
小規模 C 型	常時 2 名	—	常時 2 名	常時 4 名
中規模型	常時 3 名	常時 1 名	常時 2 名	常時 6 名
大規模型	常時 5 名	常時 2 名	常時 4 名	常時 11 名

※この他、支援拠点には、必要に応じて、安全確認対応職員、  
事務処理対応職員等の職員を配置することが望ましい。

関の役割分担を主導し、調整するというソー  
シャルワーク機能の大もとを担うのである。  
なお、要対協の構成メンバーを固定的に考  
えている自治体が少なからずある。しかし、  
地域資源をどうつなげて要対協を作り上げて  
いくのかは、支援拠点が柔軟に定めればよい  
のである。地域資源とのネットワークを拡  
充・開拓し、場合によっては子どもにかかわ  
る地域団体の立ち上げ支援等のマネジメント  
を行っていくことが必要であろう。

(4) 在宅支援

上記と関連するが、児童相談所に一時保護

される前の段階の地域支援、また児童相談所から一時保護解除となり地域に戻ってくる際の地域支援など、地域のネットワーク支援を支援拠点が担うことになる。とくに問題となるのは、全国から報告されている、一時保護解除時に地域との個別ケース会議が十分行われていない実態である。一時保護中の心理判定結果等の情報を地域で共有し、保育所・幼稚園、小・中学校、地域の民生委員等が今後どのように協働して子と親の日常生活を支えていくのか、その役割分担の調整を含めて、支援拠点が果たすべき役割は大きい。

(5) 妊産婦から一八歳までの切れ目ない継続的支援（包括支援センターとの連携）  
年齢による切れ目、支援機関・組織としての切れ目を生じさせないことが重要である。

支援拠点と包括支援センターの関係については、国の要綱上、基本的には同一の主担当機関が二つの機能を担い、一体的に支援を実施することが望ましいとされている。これまでの虐待死亡事例の検証を踏まえ、ゼロ歳児（をはじめとする低年齢児）の命を救うためには、母子保健部門と子ども家庭福祉部門が一体的に対応し、間隙を埋める必要があるとの考えのもとでの制度設計である。

国も、関係閣僚会議決定（「効果的な連携方策や一体的に運営する際の役割分担」〔二〇一八年七月二〇日〕および「一体的運用ができるよう要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備」〔二〇一九年三月一九日〕）により、包括支援センターと支援拠点の一体的

制度設計・運用の重要性を打ち出している。一体的運用がなされているといえるか否かの基準としては、スタートアップマニュアルで以下の基準を示している。①同一建物・同一窓口等ハード面での一体性、②指揮命令系統が統一されていること（部課長が同じである等）、③内部要綱・要領等で法制面での一体性が明記されていること、④情報共有が定式化されていること（月に二回以上ケース会議を行い、ケースを共有し役割分担を定めている等）。このような形での一体化が求められる。

(6) 個人でなくチーム（組織）支援体制の構築  
支援拠点整備のための自治体向け説明会を行うと、保健師が一人で来ている場合がある。また、実質一人拠点になってしまっている。

## 4つの事例とディスカッションを通して、心理療法の最重要技法を学ぶ リフレミネングの秘訣

### 東ゼミで学ぶ家族面接のエッセンス

東豊／著

Yutaka Higashi

■本体1000円＋税／四六判  
ISBN 978-4-535-56315-5

「先生は、本気でクライアントに虫がつかいたと信じているのですか？」

ゼミ生からの素朴な疑問に、東教授がすべて本音で答えます。

## 家族療法の秘訣

東豊／著

■本体2400円＋税／四六判  
ISBN 978-4-535-56293-6

## セラピストの誕生

東豊／著

■本体1900円＋税／四六判  
ISBN 978-4-535-56287-5

良いセラピストになるためには？  
東教授の臨床トレーニング完全収録！  
対人援助職へのヒント満載



臨場感あふれる事例をとおして、システム論的家族療法の考え方が手にとるようにわかる。明日からの臨床に使えるヒント満載！

日本評論社

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4  
TEL: 03-3987-8621 <http://www.nippyo.co.jp/>

るとの自治体の話を聞く。しかし、支援拠点の整備には、現場で相談を受ける保健師等のほかに、支援拠点の制度設計を行う事務担当職員の配置が望まれる。そして管理職による財政・企画・人事担当職員への説明・働きかけが重要となる。それゆえ支援拠点説明会等を行う場合には、保健師等の相談員および管理職等の複数人が参加することが望ましい（静岡県の説明会はそのように行われている）。

子ども・家庭がヘルプを出そうとしたときに、担当者が休みだから相談を受けられないという事態は許されない。一人の専門職を配置しただけでは拠点とは呼べない。チーム編成を行い、当該担当者の体調不良・年休・インフルエンザ休暇等の場合でも、誰かが子どもの声を聞くことが可能なローテーションを組むなど、子ども・家庭の視点に立った制度設計が求められる。

#### (7) 支援拠点が担う四業務

支援拠点が担う業務は、①子ども家庭支援業務、②要支援・要保護児童・特定妊婦等支援業務、③関係機関（要対協や児童相談所等）との連絡調整、④その他の必要な支援（里親支援、非行相談等）が挙げられる。詳

細は要綱やマニュアルに譲るが、この四業務を自治体の通常業務として担っていない子ども家庭福祉部門は皆無である（自治体における講演会での筆者との質疑結果を踏まえて）。問題はどの程度の体制で、どのレベルで行えているのかである。チームのレベルアップをどのように図っていくのが課題となるろう。

#### 支援拠点の向かう先

支援拠点は、児童相談所の下部機関ではない。児童相談所が介入型の「点支援」に傾いている現状において、支援拠点は継続的に寄り添う伴走型の「面支援」が強みとなっており、今後ますますその役割が期待される。地域資源の凸凹をつなげ、継続的に支える仕組みをつくり、「いつでもヘルプを出してよいのだよ」と子どもと養育者にメッセージを送り続ける。相談したら一時保護所に連れていかれてしまうのではないかと不安を抱えてためらう養育者や子どもを減らし、「今日は疲れたから子どもを預けさせてほしい」「今日は家に帰りたくないから里親の家に」、こんな肩肘張らない地域づくりができないだろうか。支援拠点づくりはまちづくりであり、人

と人とが手をつなぐ笑顔のシステムづくりなのである。

#### 〔文献〕

(1) 厚生労働省子ども家庭局「市町村・都道府県における子ども家庭総合支援体制の整備に関する取組状況について」二〇一八年

(2) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」二〇一七年

注：中津市をはじめとする支援拠点のさまざまなあり方については、筆者による研究報告書を参照されたい。

（すぎき・ひでひろ／公法学・児童福祉法学）

「生きてきた苦悩」だけではなく、「生きる強さ」を見つけていく

## ADHDとともに 生きる人たちへ

医療からみた「生きづらさ」と支援

田中康雄 [著]

四六判・152頁 本体 1,700円+税

精神科医として、ADHDをもつ子どもたちとその家族の「生活」にまなざしを注いできた著者が語る、臨床的視点と支援のかたち。



事例を通して発達障害の女の子・女性への支援を学ぶ

## 発達障害のある 女の子・女性の支援

「自分らしく生きる」ための  
「からだ・こころ・関係性」のサポート

川上ちひろ・木谷秀勝 [編著]

A5判・208頁 本体 2,000円+税

医療・教育・心理の知見、当事者・家族の視点から、発達障害のある女性の「からだ・こころ・関係性」への支援について紹介。



相談をためらう心理へのアプローチの実際

## 事例から学ぶ 心理職としての援助要請の視点

水野治久 [監修] / 木村真人・飯田敏晴・永井 智・本田真大 [編]

A5判・176頁 本体 2,200円+税

公認心理師の5つの職域(教育・医療・福祉・産業・司法)から12の事例を挙げて、援助要請の問題への理解と関わりの工夫を示す。



学ぶ意欲を支えるために一番大切なことは何か

## 内発的動機づけと自律的動機づけ 教育心理学の神話を問い直す

速水敏彦 [著]

A5判・288頁 本体 3,500円+税

長年、教育現場では、内発的動機づけを高めることこそが子どもの学習意欲を支えたと考えられてきた。しかし、それは最善の策だったのだろうか? 改めて問う。



<http://www.kanekoshobo.co.jp>

金子書房

〒112-0012 東京都文京区大塚3-3-7  
TEL 03 (3941) 0111 FAX 03 (3941) 0163

# アタッチメントの 精神医学

山下 洋 [著]

愛着障害と母子臨床

周産期を多職種介入の機会とすることで、養育困難の連鎖は断ち切れる。  
互いに育み育まれる親子二世代の支援に向けて。

目次

第1部 アタッチメント障害の診断学——進化するアタッチメント理論

第1章:アタッチメント理論と発達精神病理学/第2章:アタッチメントの臨床診断とフォーミュレーションの意義

第3章:発達精神病理学からみたトラウマとアタッチメント/第4章:ポウルビイの古典から読み解くアタッチメント精神医学の新たな可能性

第2部 周産期メンタルヘルスと母子臨床——ボンディングとその障害

第5章:母子関係と乳幼児精神医学/第6章:母子精神保健と世代間伝達

第7章:周産期メンタルヘルスと社会的支援/第8章:子ども虐待における養育者-子どもの関係性とその障害

第3部 精神科臨床の共通要素としてのアタッチメント

第9章:母子関係と子どもの不安、その治療/第10章:思春期のアタッチメント

第11章:メンタライジングの発達と乳幼児精神保健

第12章:思春期・青年期の事例を通じて学び・教えること/補章 カナダ・ブリティッシュコロンビア州の児童福祉



■ 本体2,700円+税/A5判  
■ ISBN 978-4-535-98472-1

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4 TEL: 03-3987-8621 / FAX: 03-3987-8590

ご注文は日本評論社サービスセンターへ TEL: 049-274-1780 / FAX: 049-274-1788



日本評論社

<https://www.nippon.co.jp/>

JCOPY

(社) 出版者著作権管理機構 委託出版物) 本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、(社) 出版者著作権管理機構 (電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。また、本誌を代行業者等の第三者に依頼してスキニング等の行為によりデジタル化することは、個人の家庭内の利用であっても、一切認められておりません。

編集人: 木谷陽平 / 発行: 日本評論社 〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4  
電話: 03-3987-8621 [販売] 03-3987-8598 [編集] / 振替00100-3-16 / 印刷: 港北出版印刷株式会社  
Nippon Hyoron-sha/Printed in Japan

定価: 本体1270円 + 税

ISSN0912-0734

雑誌 63957-21

ISBN978-4-535-14106-3

C9411 ¥1270E



9784535141063



1929411012701